

町田市シティプロモーションサイト構築・運用等業務委託仕様書(案)

この仕様書は、町田市シティプロモーションサイト構築・運営等業務委託について、業務の内容及び受託者が遵守しなければならない仕様を示すものである。なお、この仕様書中の「甲」とは町田市、「乙」とは本業務を受託して行う事業者をいう。

第1 件名

町田市シティプロモーションサイト構築・運用等業務委託

第2 業務の目的

町田市のシティプロモーションは、「まちだ未来づくりビジョン2040」において政策に紐づく施策のひとつに位置づけられ、「町田市5ヵ年計画22-26」「まちだシティプロモーション基本計画22-26」に基づき、事業を展開している。

人口減少社会においては、「まちの活力」を維持・発展させていく必要がある。町田市は、地域活動が盛んな土壌があり、今後も、人のつながりや地域の交流が深まり、新たな活力が生まれ続ける様子を町田ならではの地域資源として発信し、市内外の方から共感を得ることが重要である。

そのためには、町田に関わる誰もが、WEB や SNS を通じて町田の魅力を発信・発見できる機会を創出することが大変有効である。

本業務は、上記を通し、市民が「愛着」や「誇り」を持って住み続け、市外の人が町田市への「関心」「憧れ」を抱き、来訪したい、いつか住んでみたいという意欲を高めることで、あらゆる分野で「市内外から選ばれ続けるまち」の実現を目的としています。

第3 契約期間

本業務の契約期間は、契約日から2024年3月31日までとする。

第4 委託する業務の内容

1 町田市シティプロモーションサイト構築・運用

市内外のターゲット層を対象に、町田市シティプロモーションサイト(以下サイト)や SNS などの広報ツールを通じた情報発信、意見収集等を継続的に行えるプラットフォーム機能としてのサイトの構築及びサイト利用者の拡大、そして利用者の市への愛着や誇り等を育むための独自提案及び実施。

(1)サイトの制作、運用、保守管理

現在運用している WEB サイト「まちだで好きを続ける」及びシティプロモーションの公式 SNS (Twitter 及び Instagram)を活用し、町田市の魅力を「発信・発見できる場所」をつくるとともに、「誰かに伝えたい」という気持ちを盛り上げ、町田市に興味を持った人の行動変容に繋げる場所となるようなサイトを制作する。

サイトは①または②いずれかの方法で制作する。

①現在運用している WEB サイト「まちだで好きを続ける」を、現在の事業者より引継ぎ、制作する。なお、サイトの所有権は甲にある。サーバーのドメイン使用料及びサーバー管理費は本業務委託費に含むものとする。

②新しいサイトを制作する。その場合、現在運用している WEB サイト「まちだで好きを続ける」のコンテンツを引継ぎ、サイト内で閲覧できるようにする。

いずれの場合も、以下のとおりとする。

- ・サイトには、町田市の「いいことふくらむまちだ」のキャッチコピーとロゴマークをいれること。
- ・トップページには、シティプロモーションの公式 SNS との連携機能を備え、表示される投稿内容の管理ができること。
- ・掲載するコンテンツの記事作成と保守管理を行うこと。
- ・サイト制作については、市の「ウェブアクセシビリティ方針」を理解したうえで、CMS もしくは、これに準ずる機能を取り入れ、市職員が情報の追加等を行えるサイトにする。サイトの更

新にあたり、ブラウザ上ではなく、コンテンツ制作ソフトを使用する場合は、コンテンツ制作ソフトをインストールしたパソコンとインターネット環境の提供を行うこと。また、必要に応じて、職員向けの操作研修を実施する。

- ・現在運用しているサイト「まちだで好きを続ける」のドメインを引き継ぐこと。
- ・サイト運用にあたっては、アドバイスを含め、最新技術の提案など積極的な支援を行うこと。
- ・5ページ以降のシステム要件及びセキュリティ要件を遵守すること。

ア)コンテンツ記事等の制作及び制作に必要な情報収集、調査、取材先への調整、写真もしくは動画撮影

- ・「ヒト」インタビュー記事(サイト稼働後月1本程度)
 - ・「モノとコト」インタビュー記事(サイト稼働後月1本程度)
 - ・特集記事(年間6本程度)
- ※記事制作は、甲と協議の上行うこと。

イ)サイト公開予定日時

2023年7月14日(金)以前

ウ)サイト管理マニュアル

サイト管理用マニュアル一式

(2)サイトプロモーション

サイト利用者を拡大するため、提案によるPR手法(イベントやSNS広告など)を実施する。なお、サイトプロモーションの提案は、既存のPRコンテンツ※を活用することも可能とする。

※既存のPRコンテンツ

- ・町田市ホームページ
- ・広報まちだ
- ・町田市シティプロモーション公式 SNS(Twitter)
- ・町田市シティプロモーション公式 SNS(Instagram)

2 その他シティプロモーション活動の支援等

甲が行うシティプロモーション活動が、より効果的となるために、市民の愛着・誇りの醸成を図る事業を実施する。

(1)庁外向けワークショップ等の実施

情報拡散力のある世代の方々を対象に、市の魅力を自ら情報発信する機運を高め、情報拡散が自走する取り組みを仕掛けるワークショップ等を実施する。

(2)職員向け研修の実施

市職員の広報力向上を目的とした研修を年3回実施する。

※(1)、(2)の内容によっては、同時開催も可能とする。

(3)PRグッズの作成

上記ワークショップや市内外のプロモーションイベントに出店した際に配布可能な「いいことふくらむまちだ」のロゴを利用したPRグッズを制作する。個数は概ね500個を想定する。

(4)本事業における成果指標及び効果測定について

本事業実施前に、達成すべき成果指標を設定し、実施後に効果を検証し、課題等を抽出した分析結果をまとめた報告書を作成すること。

第5 成果物

本業務の成果物として、次のものをデータ及び書面で提出すること。

シティプロモーションサイトに係るインタビュー記事、写真素材等	一式
シティプロモーションサイト管理用マニュアル	一式
プロモーション用広報ツールデータ	一式
業務報告書	一式

第6 成果物等の帰属

- 1 乙は、委託業務により撮影した写真、作成したイラスト・図表を含む全ての成果物(中間成果物を含む、以下「成果物等」という。)の著作権(著作権法第27条、28条を含む一切の権利)を甲へ譲渡するものとし、成果物等の著作権及び使用権は甲に帰属するものとする。
- 2 乙は、甲が成果物等を使用するにあたって著作者人格権を行使しないものとする。
- 3 乙は、甲の許可なく、成果物等の内容を公表又は使用してはならない。

第7 保証等

- 1 乙は、前条の成果物等が第三者の著作権、肖像権その他一切の権利を侵害していないことを保証する。
- 2 成果物等について、第三者から権利の主張、損害賠償金等の請求がされた場合には、乙の責任と費用において解決する。

第8 実施報告書の提出

業務終了後、すみやかに実施報告書を書面およびデータで提出し、甲の確認を得ること。

第9 委託料の支払い

本業務の委託料は、本業務に係る検査が完了した後、乙からの請求に基づき支払うものとする。

第10 契約終了時の引継ぎの実施

- 1 乙は、本契約の終了に先立ち、甲又は甲の指定する者に対する業務の引継ぎに要する期間を、本契約期間中に設け、円滑に業務の引継ぎを行わなければならない。
- 2 業務の引継ぎに際し、甲及び甲の指定する者からの資料等の請求については、乙の不利益になると甲の認めた場合を除き、乙はこれに全て応じるものとする。
- 3 甲の引継ぎ未了と認めた場合は、委託期間終了後であっても乙の負担と責任で業務の引継ぎを行うものとする。
- 4 甲は、乙が前項の規定に違反し、損害が生じた場合は、乙に対しその損害額の賠償を求めることができる。
- 5 乙は、契約期間の終了時を想定して、次の契約者への円滑な引継ぎを行えるよう業務をおこなうこと。

第11 その他遵守事項

- 1 本契約事業の実施にあたっては、仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を用意し、甲と密接に連絡を取り、作業を進めること。
- 2 本業務委託において、個人情報の取扱う場合は、情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書によること。
- 3 業務が完了し、または、契約期間が満了した後であっても、内容に不備・不完全な部分が発見された場合は、乙の負担と責任で直ちに補正すること。
- 4 契約履行に当たって自動車を利用し、または利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守することとする。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示または写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、または提出することとする。

- ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
 - ウ 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
- 5 この仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合は甲と協議すること。

■システム要件及びセキュリティ要件

- ・町田市個人情報保護条例及び町田市情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- ・サービス提供形態はクラウドサービス(SaaS方式)にて提供されるものとする。
- ・PC(WindowsOS、MacOS、ChromeOS)、スマートフォン(iOS、iPadOS、AndroidOS)から閲覧可能であること。
- ・スマートフォンで閲覧時は、スマートフォンに最適化された専用画面が表示されること。
- ・モダンWebブラウザ(Microsoft Edge、Google Chrome、FireFox、Safari)から閲覧可能であること。
- ・Webブラウザにアドインや拡張機能等の追加インストールを行わずに利用できること。
- ・「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の情報システムの強靱性の向上を図るβモデルに沿ってインターネット接続系で利用できること。
- ・システムは、町田市が設置した既存の共通端末(DELL(旧 WyseTechnology)社のシンクライアント端末やFAT端末)及びAVD(Azure Virtual Desktop)環境で利用できること。
- ・構築作業はできる限り自社で行い、町田市での作業は最低限とすること。
- ・町田市の標準契約書及び約款を適用すること。
- ・町田市情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書を適用すること。
- ・過去のアクセス数から最大同時アクセス数の増大を想定し、常にスムーズな利用が可能なこと。
- ・画面構成は、WEBアクセシビリティに配慮したものであること。
- ・管理画面の操作マニュアルを提供すること。
- ・管理ユーザー自身でパスワード変更ができること。
- ・パスワードの最低文字数、最低文字種を制限することができること。
- ・町田市の情報セキュリティに関する監査及び調査に協力すること。
- ・基本となるパッケージシステムへのカスタマイズは行わず提供すること。
- ・ユーザー単位、システム単位で適切なアクセスコントロールを行うこと。
- ・通常期に限らず、繁忙期や土日・祝祭日に柔軟に稼働できるように対応すること。また、基本的に自動運転とし、メンテナンス等は調整の上原則利用時間外で行うこと。
- ・一切の紛争は、日本の裁判所が管轄するとともに、契約の解釈が日本法に基づくものであること。
- ・原則として準拠法については日本法とし、国際裁判管轄は東京地方裁判所とすること。
- ・データセンターの物理的所在地を日本国内とし、情報資産について、日本国外への持ち出しを行わないこと。
- ・全てのデータセンターはTier3相当であり、建築基準法(昭和25法律第201号)の新耐震基準に適合していること。
- ・全てのデータセンターは、活断層などの地理的リスクを考慮して設置されていること。
- ・その他のデータセンターに関する要件は、7ページのデータセンター要件を満たすこと。
- ・情報資産の記憶領域が暗号化されていること。
- ・サービス終了時や、機器の廃棄時に、確実にデータを抹消できること。
- ・AmazonWebServiceやMicrosoft Azure等のパブリッククラウドサービスを利用する場合は、アクセス制御・ネットワーク分離等により、他テナント領域からアクセス不可能であること。
- ・AmazonWebServiceやMicrosoft Azure等のパブリッククラウドサービスを利用する場合は、管理コンソールへのアクセスは多要素認証とすること。
- ・管理画面へのアクセスにあたっては、共有アカウントを利用せず、個人が特定できる形で利用すること。また、アクセスログを残すこと。
- ・不正アクセス対策として、アクセスログを取得し、不正なアクセスがないかリアルタイムで監視すること。
- ・アクセスログは1年以上保管し、町田市の求めに応じて適宜集計等を実施のうえ提出すること。
- ・アクセスログは、一般ユーザー向けの画面だけでなく、管理者向けの画面のアクセスログを含む。
- ・監査及びデジタルフォレンジックに必要となるログが取得できること。

- ・アクセスログ解析の観点から、すべての機器の時刻同期を適切に実施すること。
- ・システムインシデント等の発生時に備え、緊急連絡体制を確保すること。
- ・システム管理者からの問い合わせ及び障害連絡を受付可能な本システム専用の受付窓口を設けること。
- ・システム障害発生時に、リカバリ可能なバックアップ機能を有すること。
- ・稼動監視、ログ監視、性能監視、URL監視を実施可能で、障害発生時には障害内容が把握できること。
- ・町田市と円滑に連絡調整できる地域に本店または営業所等があること。
- ・サーバーとクライアント間の通信パケットはすべて暗号化されていること。
- ・暗号化に関する機能や内容について町田市に示すことと共に、暗号化強度が十分であることを示すこと。
- ・危殆化した暗号化アルゴリズムを利用しないこと。危殆化の恐れがある場合は、速やかに対応すること。
- ・システムに保管されているデータのうち、パスワード等の重要なデータはデータベース内でハッシュ値等により暗号化されていること。
- ・管理画面には、グローバルIPアドレスにより、限られた送信元からのみアクセスできること。
- ・上記グローバルIPアドレスは複数(最低10つ)設定できること。
- ・町田市のグローバルIPアドレスが変更された際は、本仕様の範囲内として対応すること。
- ・バージョンアップ等の資源リリース時に町田市の設定に応じた検証環境での試験を実施すること。
- ・バージョンアップ等の資源リリース時に第三者(社内の品質保障関連部署含む)等複数による確認が行われていること。
- ・USB等の可搬媒体は原則利用しないこと。業務遂行上の理由で止むを得ず利用する場合は、事前に町田市へ申請のうえ許可を得ること。
- ・業務遂行上の理由で止むを得ずUSB等の可搬媒体を利用する際は、委託先の責任者の許可を得たうえで持ち出し記録簿に利用日時、返却日時、利用者氏名、許可者氏名、内容物等を記録すること。
- ・利用状況を定期的に町田市へ報告すること。
- ・不正プログラムへの対策(必要なポート、プロトコル及びサービスだけを有効とすることやマルウェア対策、ログ取得等の実施)を確実に実施し、サービスを利用する前に町田市に提示すること。
- ・SQLインジェクション、クロスサイトスクリプト、その他の脅威に問題なく対応していること。
- ・定期的にWeb画面の脆弱性診断を実施し、脆弱性が発見された場合は町田市と協議のうえ、速やかに暫定措置、本格措置を行うこと。
- ・定期的にペネトレーション診断を実施すること。脆弱性が発見された場合は町田市と協議のうえ、速やかに暫定措置、本格措置を行うこと。
- ・脆弱性対策情報(JVNやCVSS等)を通じて、使用している部品の脆弱性に関する情報を収集し、脆弱性に該当する場合は速やかにリスク評価を実施のうえ対応を行うこと。
- ・従業員に対する情報セキュリティ教育を実施し、教育内容と対象者を記録すること。
- ・情報セキュリティ対策の状況について、独立行政法人情報処理推進機構が提供する情報セキュリティサービス基準適合サービスリストに登録されているものから任意に選択し、実施のうえ、監査報告書を町田市へ提出すること。ただし、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)やISO認証、ISMS等、代替できる認証を取得している場合は、これに代えることができる。
- ・再委託は原則認めないが、業務遂行上やむを得ず再委託する場合は、委託者が再委託する業務の範囲において、責任を負うことに留意すること。また、再委託について町田市の事前許可を得ると共に、システム要件及びセキュリティ要件の履行状況について定期的に町田市へ報告すること。

データセンター要件	
No.	質問項目
0	1 データセンター環境
1	(1) 施設設備
2	①立地条件として、以下を満たすこと
3	(a) 日本国内に立地していること
4	(b) 浸水被害を想定し、浸水予測区域図にて0.2m以上浸水する地域でないこと
5	(c) 液状化被害を想定し、液状化予測図にて液状化がほとんど発生しない地域であること
6	(d) 津波被害を想定し、対策が講じられていること
7	②建物・フロア・空調条件として、以下を満たすこと
8	(a) 耐震対策のため、建築基準法に準拠した耐震・防振等の構造上の安全性を配慮した設計・施工が行われていること
9	(b) 防火対策のため、建物は、建築基準法に規定する耐火建築物であること
10	(c) 情報処理施設に雷が直撃した場合を想定した対策を講じていること
11	(d) 情報処理施設の付近に誘導雷が発生した場合を想定した対策が講じてあること
12	(e) 空調設備が設置された室内については、温度及び湿度並びに空調設備の作動状況の常時検知・監視が行われていること
13	(f) ガス系消火設備の設置があること
14	③電源設備として、以下を満たすこと
15	(a) 電源の二重化による停電対策を講じていること
16	(b) 電源の二重化等により、電源断による機器障害が発生しないことを担保すること
17	(c) 電力会社での送電系統に障害が発生したことを想定し、予備電源として非常用発電設備を有すること
18	(d) 非常用発電設備が安定稼動するまでの電源供給として、UPS設備を装備していること
19	(e) 非常用電気設備について年1回以上の法定点検を実施していること
20	④保有資格として、以下を満たすこと
21	(b) ISO/IEC 27001 (ISMS) の認証を受けていること
22	(2) セキュリティ対策
23	①施設セキュリティ対策として、以下を満たすこと
24	(a) 24時間365日警備員による入退館者の監視・管理を実施していること
25	(b) 重要な物理セキュリティ境界出入口には、破壊対策ドアが設置されていること
26	(c) 重要な物理セキュリティ境界の出入口を監視カメラで常時監視していること。また、適切な期間保存されていること
27	(d) セキュリティ境界から入館者のPCや電子記録媒体の持込、持出の管理が申請管理されていること
28	(e) セキュリティ境界への入室者は予め定められた申請者からの事前登録制とし、データセンター入り口等で、本人確認を行い、24時間365日の有人監視を実施すること
29	(f) 入退室の状況の管理は、以下の機能を有する入退室管理システムを利用すること
30	① 個人識別機能(個人認証カード、生体認証等)
31	② 扉の自動施錠機能
32	(g) 入退室管理システムは3年以上のログを保存していること
33	2 運用・保守
34	(1) ソフトウェアセキュリティ
35	①ソフトウェアセキュリティ対策として、以下を満たすこと
36	(a) ウィルス対策ソフトを導入し、リアルタイムにコンピュータ・ウィルスの侵入をチェックすること
37	(b) 年一回以上の脆弱性診断を第三者が実施すること
38	(c) 定期的に本システムで利用している製品のバージョンアップ、パッチリリースの情報を確認し、適用すること(月一回以上)
39	(d) 情報通信の保護のためSSL通信を利用すること
40	(e) SQLインジェクション、クロスサイトスクリプト、その他の脅威に問題なく対応していること
41	(f) 利用者がアクセスするWEBサーバはDMZに、データを管理するデータベースサーバはセキュリティに考慮してTRUSTに分散設置されていること
42	(g) 不正アクセス等の脅威に備え、ログインアクセス、データベースアクセスのログを取得し、必要に応じて追跡できること
43	(h) システムに保管されているデータのうち、パスワード等の重要なデータはデータベース内で暗号化されていること
44	(2) ハードウェア・ネットワークセキュリティ
45	①ハードウェア・ネットワークセキュリティ対策として、以下を満たすこと
46	(a) 冗長化されたサーバ構成により、サーバ障害が発生した場合でも代替サーバにより運用継続を可能とすること
47	(b) ユーザがアクセスするWEBサーバと、AP、DBサーバを分散設置し、アクセス範囲を必要最低限とすること
48	(c) ネットワークの定期監視により、障害の未然防止対策を行うこと
49	(d) ネットワーク機器、経路を冗長構成とし、障害が発生した場合でも正常なネットワーク経路へ自動的に切り替えることで運用継続を可能とすること
50	(3) 運用条件
51	①運用条件として、以下を満たすこと
52	(a) 本システムは、24時間365日利用可能であること(ただし障害対応や定期システムメンテナンスなどによる停止は除く。)
53	(b) システム管理者からの問い合わせ及び障害連絡を受け付ける本システム専用の受付窓口を設けること
54	(c) データベースのバックアップは毎日取得し、1週間分(7世代)のバックアップデータを保持すること。またバックアップはシステムを停止せずにオンラインで実施できること
55	(d) ログのバックアップは毎日取得し、六ヶ月以上保存すること
56	(e) システムのバックアップは一ヶ月に一度以上取得し、3世代以上保存すること
57	(f) 障害を検知した場合、利用者に速報を通報できること
58	(g) 稼動監視、ログ監視、性能監視、URL監視を実施しており、障害発生時には障害内容を把握できること